

## 奄美群島におけるミカンコミバエ種群対応方針

この方針は、「鹿児島県大隅諸島以南におけるミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアル」（平成28年8月31日付け28門植第474号）（以下、「対応マニュアル」という。）を補完するために定めるものである。

### 第1 平時の対応

#### 1 奄美群島農政推進協議会の役割

奄美群島農政推進協議会（以下、「協議会」という。）は、ミカンコミバエ種群（以下、「本種群」という。）の誘殺が確認され次第、構成機関・団体等が対応マニュアルに基づいた取組を確実に実践できるよう、平時から情報を共有するとともに、特殊病害虫部会が中心となった技術研修会の開催等により、関係者の資質向上に努める。

また、沖縄県における関連情報の収集等にも努める。

#### 2 侵入警戒調査の実施

##### (1) トラップ調査

ア 大島支庁農林水産部農政普及課（以下、「農政普及課」という。）と門司植物防疫所名瀬支所（以下、「名瀬支所」という。）は、群島内に設置したトラップの位置情報を電子データ化し、奄美群島の各市町村（以下、「各市町村」という。）と共有するとともに、その電子データを管理する。

イ 各市町村は、農政普及課の委託を受けて、対応マニュアルに基づき、調査を実施する。

##### (2) 寄主果実調査

ア 農政普及課は、各市町村が作成した寄主植物の植栽地図を電子データ化し、各市町村と共有する。

イ 調査時期は、本種群の寄生リスクの高い6～7月と8～9月の年2回とする。

ウ 果実採取地点数は、旧市町村単位で10か所以上、採取果実数は、旧市町村単位で1,000果以上とする。

#### 3 地域住民の協力

市町村等は、名瀬支所が作成した採果カレンダーを地域住民へ配付し、不要な寄主植物の地域住民による自主的な除去を促進する。

### 第2 本種群誘殺時の対応

#### 1 奄美群島ミカンコミバエ防除対策連絡会議の設置・開催

協議会は、門司植物防疫所が設置する「ミカンコミバエ種群発見に係る現地対策会議」での検討結果を共有するため、奄美群島ミカンコミバエ防除対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置し、必要に応じて開催する。

##### (1) 構成

大島支庁（総務企画課、農林水産部、徳之島事務所、沖永良部事務所）、農業開発総合センター（大島支場、徳之島支場）、市町村、あまみ農協、生産者代表、流通団体代表、門司植物防疫所名瀬支所

##### (2) 連絡会議で共有すべき情報項目等

ア 農作物への被害防止及びまん延防止に関すること

イ 本種群の流通段階における安全性の確保に関すること

ウ 防疫情報の収集及び関係者や住民への情報の提供に関すること

エ その他、設置目的を達成するために必要な事項